

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令新旧対照条文  
 市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>市町村の合併の特例に関する法律施行令</p> <p>目次</p> <p>第一章第三章（略）</p> <p>（削除）</p> <p>第四章 補則（第五十一条 第五十四条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 合併協議会設置の請求            （代表者証明書の交付）</p> <p>第一条 市町村の合併の特例に関する法律（以下「法」という。）第四            条第一項の規定により合併協議会を置くよう請求しようとする代表者            （以下「請求代表者」という。）は、合併対象市町村の名称及び請求            の内容その他必要な事項を記載した書面（以下「合併協議会設置請求            書」という。）を添えて、その者の属する市町村の長に対し、請求代            表者であることを証明する書面（以下「代表者証明書」という。）の            交付を文書で申請しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（公職選挙法を準用する場合の読替え）</p> <p>第二十条 法第五条第三十二項の規定により法第四条第十四項の規定に</p>	<p>市町村の合併の特例等に関する法律施行令</p> <p>目次</p> <p>第一章第三章（略）</p> <p>第四章 合併協議会設置の勧告等（第五十一条 第五十六条）</p> <p>第五章 補則（第五十七条 第六十条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 合併協議会設置の請求            （代表者証明書の交付）</p> <p>第一条 市町村の合併の特例等に関する法律（以下「法」という。）第            四条第一項の規定により合併協議会を置くよう請求しようとする代表            者（以下「請求代表者」という。）は、合併対象市町村の名称及び請            求の内容その他必要な事項を記載した書面（以下「合併協議会設置請            求書」という。）を添えて、その者の属する市町村の長に対し、請求            代表者であることを証明する書面（以下「代表者証明書」という。）            の交付を文書で申請しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（公職選挙法を準用する場合の読替え）</p> <p>第二十条 法第五条第三十二項の規定により法第四条第十四項の規定に</p>

よる投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条	選挙に関する事務	市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四条第十四項の規定による同条第二項に規定する合併協議会設置協議（以下「合併協議会設置協議」という。）についての投票（以下「合併協議会設置協議についての投票」という。）に関する事務
衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙については中央選挙管理会が管理し、衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員、都道府県の議会の議員又は都道府県知事の選挙については都道府県の選挙管理委員会が管理し、市町村の議会の議員又は市町村長の選	市町村	

よる投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条	選挙に関する事務	市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四条第十四項の規定による同条第二項に規定する合併協議会設置協議（以下「合併協議会設置協議」という。）についての投票（以下「合併協議会設置協議についての投票」という。）に関する事務
衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙については中央選挙管理会が管理し、衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員、都道府県の議会の議員又は都道府県知事の選挙については都道府県の選挙管理委員会が管理し、市町村の議会の議員又は市町村長の選	市町村	



			(略)						
第七十六 条	第六十二 条		(略)						
又は選挙の期日	選挙会及び選挙分会		(略)						
合併協議会設置協議につ	選挙会	市町村の合併の特例に関する法律第五條第三十二項において準用する第六十二條	(略)						

			(略)						
第七十六 条	第六十二 条		(略)						
又は選挙の期日	選挙会及び選挙分会		(略)						
合併協議会設置協議につ	選挙会	市町村の合併の特例等に関する法律第五條第三十二項において準用する第六十二條	(略)						

第二百二十四条	(略)	当該選挙に関する事務を管理する	第百一条の三第二項又は第百六条第二項の規定による告示の日	公職の候補者	当選	第百六条第一項の選挙	(略)	選挙の期日以後	
								市町村の合併の特例に関する法律第五条第三十二	

第二百二十四条	(略)	当該選挙に関する事務を管理する	第百一条の三第二項又は第百六条第二項の規定による告示の日	公職の候補者	当選	第百六条第一項の選挙	(略)	選挙の期日以後	
								市町村の合併の特例等に	

(略)	(略)	項において準用する第二百一十一条から第二百一十二条まで
<p>(公職選挙法施行令の準用)</p> <p>第二十二條 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十六條の三まで、第二十六條の四(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第二十六條の五から第二十八條まで、第三十一條から第三十四條まで、第三十五條第一項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十四條まで、第四十四條の二(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、第四十五條、第四十六條第一項及び第四十八條第一項(これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第四十九條の三、第四章の三、第五十條(第五項及び第七項を除く。)、第五十一條、第五十二條、第五十三條第一項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、及び第二項から第四項まで、第五十四條、第五十五條(第六項及び第七項に係る部分を除く。)、第五十六條から第五十八條まで、第五十九條の四第一項及び第二項、同条第四項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第五十九條の五から第五十九條の五の三まで、第五十九條の五の四第一項、第二項、第四項及び第五項、同条第六項及び第七項(これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。))並びに第八項</p>		

(略)	(略)	二項において準用する第二百一十一条から第二百一十二条まで
<p>(公職選挙法施行令の準用)</p> <p>第二十二條 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十六條の三まで、第二十六條の四(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第二十六條の五から第二十八條まで、第三十一條から第三十四條まで、第三十五條第一項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十四條まで、第四十四條の二(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、第四十五條、第四十六條第一項及び第四十八條第一項(これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第四十九條の三、第四章の三、第五十條(第五項及び第七項を除く。)、第五十一條、第五十二條、第五十三條第一項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、及び第二項から第四項まで、第五十四條、第五十五條(第六項及び第七項に係る部分を除く。)、第五十六條から第五十八條まで、第五十九條の四第一項及び第二項、同条第四項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第五十九條の五から第五十九條の五の三まで、第五十九條の五の四第一項、第二項、第四項及び第五項、同条第六項及び第七項(これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。))並びに第八項</p>		

から第十五項まで、第六十条、第六十一条（第四項に係る部分を除く。）、第六十二条、第六十三条第一項及び第二項、同条第三項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び第四項、第六十四条、第六十五条、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条、第七十条の二第一項、第七十一条から第七十三条まで、第七十四条から第七十六条まで（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第七十七条第一項、第七十八条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十条及び第八十一条（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十三条の二、第八十四条、第八十五条（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十六条第一項、第八十七条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第二百二十五条の四、第二百二十九条第一項、第三百十一条（第一項後段を除く。）、第三百十八条、第四百一条の二第一項、第四百一条の三、第四百十二条第一項及び第二項、第四百十二条の二（第一項第七号に係る部分を除く。）、第四百十二条の三、第四百十五条、第四百十六条第二項並びに別表第一の規定は、法第四条第十四項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

から第十五項まで、第六十条、第六十一条（第四項に係る部分を除く。）、第六十二条、第六十三条第一項及び第二項、同条第三項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び第四項、第六十四条、第六十五条、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条、第七十条の二第一項、第七十一条から第七十三条まで、第七十四条から第七十六条まで（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第七十七条第一項、第七十八条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十条及び第八十一条（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十三条の二、第八十四条、第八十五条（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十六条第一項、第八十七条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第二百二十五条の四、第二百二十九条第一項、第三百十一条（第一項後段を除く。）、第三百十八条、第四百一条の二第一項、第四百一条の三、第四百十二条第一項及び第二項、第四百十二条の二（第一項第七号に係る部分を除く。）、第四百十二条の三、第四百十五条、第四百十六条第二項並びに別表第一の規定は、法第四条第十四項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十二 条の二	その抄本を用いて選挙された衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任	市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四条第十四項の規定による同条
期間		

第二十二 条の二	その抄本を用いて選挙された衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任	市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四条第十四項の規定による同
期間		

	(略)	第七十条の二第一項	
第二項に規定する合併協議会設置協議についての投票（以下「合併協議会設置協議についての投票」という。）の結果が確定するまでの間	(略)	法第六十二条第二項若しくは第四項の規定により開票立会人が定まった場合又は同条第八項	並びに公職の候補者の届出に係る者については当該公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者の属する政党その他の政治団体の名称、候補者届出政党の届出に係る者については当該候補者届出政党の名称、衆議院名簿届出政党等の届出に係る者については当該衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、参
第二項に規定する合併協議会設置協議についての投票（以下「合併協議会設置協議についての投票」という。）の結果が確定するまでの間	(略)	市町村の合併の特例に関する法律第五条第三十二項において準用する法第六十二条第八項又は市町村の合併の特例に関する法律施行令第二十一条第一項	並びに
	(略)	第七十条の二	
第二項に規定する合併協議会設置協議についての投票（以下「合併協議会設置協議についての投票」という。）の結果が確定するまでの間	(略)	法第六十二条第二項若しくは第四項の規定により開票立会人が定まった場合又は同条第八項	並びに公職の候補者の届出に係る者については当該公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者の属する政党その他の政治団体の名称、候補者届出政党の届出に係る者については当該候補者届出政党の名称、衆議院名簿届出政党等の届出に係る者については当該衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、参
第二項に規定する合併協議会設置協議についての投票（以下「合併協議会設置協議についての投票」という。）の結果が確定するまでの間	(略)	市町村の合併の特例等に関する法律第五条第三十二項において準用する法第六十二条第八項又は市町村の合併の特例等に関する法律施行令第二十一条第一項	並びに

	<p>議院名簿届出政党等の届出に係る者については当該参議院名簿届出政党等の名称及び略称、市町村の選挙管理委員会の選任に係る者については</p>	(略)	(略)	第八十四条	<p>選挙長又は選挙分会長</p>		<p>法第八十条又は第八十一条第二項若しくは第三項(同条第二項及び第三項の規定を同条第四項において準用する場合を含む。)</p>		<p>各公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。)、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数(各参議院名簿届出政党等の得票総数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者(当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。))の得票総数を含むものをいう。)</p>
		(略)	選挙長		<p>市町村の合併の特例に関する法律第五条第三十二項において準用する法第八十条</p>		<p>賛成又は反対のそれぞれの投票総数</p>		

	<p>議院名簿届出政党等の届出に係る者については当該参議院名簿届出政党等の名称及び略称、市町村の選挙管理委員会の選任に係る者については</p>	(略)	(略)	第八十四条	<p>選挙長又は選挙分会長</p>		<p>法第八十条又は第八十一条第二項若しくは第三項(同条第二項及び第三項の規定を同条第四項において準用する場合を含む。)</p>		<p>各公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。)、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数(各参議院名簿届出政党等の得票総数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者(当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。))の得票総数を含むものをいう。)</p>
		(略)	選挙長		<p>市町村の合併の特例等に関する法律第五条第三十二項において準用する法第八十条</p>		<p>賛成又は反対のそれぞれの投票総数</p>		

(略)	(略)	(略)	選挙会場又は選挙分会場
(略)	(略)	(略)	選挙会場
<p>第三百二十一条第一項 選挙の一部が無効となつたことにより法第九十九条又は第一百十条の規定により再選挙が行われるべき</p>			
再選挙	(略)	一部の区域について市町村の合併の特例に関する法律第五条第三十二項において準用する法第五十七条の規定による投票が行われる	投票
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>第三章 合併特例区 (地方自治法の財務に関する規定を準用する場合の技術的読替え) 第四十四条 法第四十七条の規定により合併特例区の財務について同法に規定する地方自治法の規定を準用する場合には、同法の規定中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			

(略)	(略)	(略)	選挙会場又は選挙分会場
(略)	(略)	(略)	選挙会場
<p>第三百二十一条第一項 選挙の一部が無効となつたことにより法第九十九条又は第一百十条の規定により再選挙が行われるべき</p>			
再選挙	(略)	一部の区域について市町村の合併の特例等に関する法律第五条第三十二項において準用する法第五十七条の規定による投票が行われる	投票
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>第三章 合併特例区 (地方自治法の財務に関する規定を準用する場合の技術的読替え) 第四十四条 法第四十七条の規定により合併特例区の財務について同法に規定する地方自治法の規定を準用する場合には、同法の規定中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			

第二百三 監査委員	第二百三 監査委員 第十五条の 二第一項	(略)	会計管理者	第二百三 十二条の 六第一項	市町村	第二百三 十一条の 二第五項	第二百三 十一条の 二第二項
合併市町村の監査委員	合併市町村(市町村の合 併の特例に関する法律第 二条第二項に規定する合 併市町村をいう。以下同 じ。)の監査委員	(略)	合併特例区の長	市町村の合併の特例に関 する法律第四十四条た だし書	合併特例区	市町村の合併の特例に関 する法律第四十四条た だし書	市町村の合併の特例に関 する法律(平成十六年法 律第五十九号)第四十四 条ただし書
第二百三 監査委員	第二百三 監査委員 第十五条の 二第一項	(略)	会計管理者	第二百三 十二条の 六第一項	市町村	第二百三 十一条の 二第五項	第二百三 十一条の 二第二項
合併市町村の監査委員	合併市町村(市町村の合 併の特例等に関する法律 第二条第二項に規定する 合併市町村をいう。以下 同じ。)の監査委員	(略)	合併特例区の長	市町村の合併の特例等 に関する法律第四十四条 ただし書	合併特例区	市町村の合併の特例等 に関する法律第四十四条 ただし書	市町村の合併の特例等 に関する法律(平成十六 年法律第五十九号)第四 十四条ただし書

十五條の 二第二項 前条	議会の議決	(略)	市町村の合併の特例に関する法律第四十四条ただし書	合併特例区協議会(市町村の合併の特例に関する法律第三十六条第一項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。)	(略)	二百三十七條第二項	(略)	二百四十一條第五項	監査委員	合併市町村の監査委員	(略)	議会	(略)	(略)	(略)

(地方自治法施行令の財務に関する規定の準用)

十五條の 二第二項 前条	議会の議決	(略)	市町村の合併の特例等に関する法律第四十四条ただし書	合併特例区協議会(市町村の合併の特例等に関する法律第三十六条第一項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。)	(略)	二百三十七條第二項	(略)	二百四十一條第五項	監査委員	合併市町村の監査委員	(略)	議会	(略)	(略)	(略)

(地方自治法施行令の財務に関する規定の準用)

第五十条 地方自治法施行令第四百二十二条第一項及び第二項、第四百二十三条、第四百四十五条から第四百四十八条まで、第四百五十条、第四百五十二条（第一項第一号を除く。）、第四百五十四条から第四百五十八条まで、第四百五十九条、第六十条、第六十一条から第六十五条の八まで、第六十六条の二から第六十七条の十七まで、第六十八条の六、第六十八条の七第一項及び第三項、第六十九条から第六十九条の七まで、第七十条の二、第七十条の四、第七十条の五第一項及び第二項前段、第七十一条から第七十一条の六まで、第七十一条の七第一項及び第二項並びに第七十二条から第七十三条の二までの規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、これらの規定（第六十九条の二第一号の規定を除く。）中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十条 地方自治法施行令第四百二十二条第一項及び第二項、第四百二十三条、第四百四十五条から第四百四十八条まで、第四百五十条、第四百五十二条（第一項第一号を除く。）、第四百五十四条から第四百五十八条まで、第四百五十九条、第六十条、第六十一条から第六十五条の八まで、第六十六条の二から第六十七条の十七まで、第六十八条の六、第六十八条の七第一項及び第三項、第六十九条から第六十九条の七まで、第七十条の二、第七十条の四、第七十条の五第一項及び第二項前段、第七十一条から第七十一条の六まで、第七十一条の七第一項及び第二項並びに第七十二条から第七十三条の二までの規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、これらの規定（第六十九条の二第一号の規定を除く。）中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第四百四十五条第二項</p>	<p>次の会議においてこれを議会</p>	<p>地方自治法第二百三十三條第五項</p>	<p>速やかに合併特例区協議会（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第三十六條第一項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。）</p>
<p>市町村の合併の特例に関する法律第四十五條第四項</p>	<p>速やかに合併特例区協議会（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第三十六條第一項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。）</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律第四十五條第四項</p>	<p>速やかに合併特例区協議会（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第三十六條第一項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。）</p>

<p>第四百四十五条第二項</p>	<p>次の会議においてこれを議会</p>	<p>地方自治法第二百三十三條第五項</p>	<p>速やかに合併特例区協議会（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第三十六條第一項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。）</p>
<p>市町村の合併の特例に関する法律第四十五條第四項</p>	<p>速やかに合併特例区協議会（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第三十六條第一項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。）</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律第四十五條第四項</p>	<p>速やかに合併特例区協議会（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第三十六條第一項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。）</p>

項 第五百六十 五条第一	(略)		指定金融機関若しくは指定代理金 融機関又は収納代理金融機関若し くは収納事務取扱金融機関	地方自治法第二百三十五条	地方自治法第二百三十五条	議会	(略)	(略)	合併特例区協議会
項 第五百五十 五条	(略)		出納取扱金融機関(市町 村の合併の特例に関する 法律施行令第四十二条第 二項に規定する出納取扱 金融機関をいう。以下同 じ。)又は収納取扱金融 機関(同項に規定する収 納取扱金融機関をいう。 以下同じ。)	市町村の合併の特例に關 する法律第四十四条た だし書	市町村の合併の特例に關 する法律第四十四条た だし書	議会	(略)	(略)	合併特例区協議会
項 第五百五十 五条	(略)		指定金融機関若しくは指定代理金 融機関又は収納代理金融機関若し くは収納事務取扱金融機関	地方自治法第二百三十五条	地方自治法第二百三十五条	議会	(略)	(略)	合併特例区協議会
項 第五百五十 五条	(略)		出納取扱金融機関(市町 村の合併の特例等に關 する法律施行令第四十二 条第二項に規定する出納 取扱金融機関をいう。以 下同じ。)又は収納取扱 金融機関(同項に規定す る収納取扱金融機関を いう。以下同じ。)	市町村の合併の特例等 に關する法律第四十四 条た だし書	市町村の合併の特例等 に關する法律第四十四 条た だし書	議会	(略)	(略)	合併特例区協議会

第七百六十七條の十	(略)	関係	指定金融機関又は指定代理金融機関	会計管理者	指定金融機関、指定代理金融機関	地方自治法第二百三十五條	(略)	関係	指定金融機関又は指定代理金融機関	会計管理者	合併特例区の長	出納取扱金融機関	(略)	合併特例区協議会の同意を得た合併特例区規則で定めるものとする。この場合において、当該合併特例区規則は、合併市町
第七百六十七條の十	(略)	関係	指定金融機関又は指定代理金融機関	会計管理者	指定金融機関、指定代理金融機関	地方自治法第二百三十五條	(略)	関係	指定金融機関又は指定代理金融機関	会計管理者	合併特例区の長	出納取扱金融機関	(略)	合併特例区協議会の同意を得た合併特例区規則で定めるものとする。この場合において、当該合併特例区規則は、合併市町

(略)	(略)	村(市町村)の合併の特例 に関する法律第二条第二 項に規定する合併市町村 をいう。以下同じ。)の 議会の議決を経てする当 該合併市町村の長の承認 を受けなければ、その効 力を生じない
-----	-----	--

2 (略)

(削除)

(削除)

(削除)

(略)	(略)	村(市町村)の合併の特例 に関する法律第二条第 二項に規定する合併市町 村をいう。以下同じ。)の 議会の議決を経てする 当該合併市町村の長の承 認を受けなければ、その 効力を生じない
-----	-----	--

2 (略)

第四章 合併協議会設置の勧告等

(合併協議会設置の勧告に係る書面の作成)

第五十一条 法第六十一条第一項の規定による勧告は、書面をもってし  
なければならない。

(準用)

第五十二条 第十三条から第十五条までの規定は、法第六十一条第十一  
項の規定による投票の請求について準用する。この場合において、第  
十三条第一項中「同条第九項」とあるのは「法第六十一条第七項」と  
、第十四条中「第二条第三項」とあるのは「第五条第三十項」とあ  
るの、「第六十一条第二十五項」と、第二条第三項」と、第十五条中  
「合併請求市町村」とあるのは「法第六十一条第七項に規定する合併  
協議会設置協議について可決しない市町村」と、「合併対象市町村」

とあるのは「合併協議会設置勧告対象市町村」と読み替えるものとする。

(合併協議会設置協議について可決しない市町村の長による合併協議会設置協議の内容についての通知等)

第五十三条 合併協議会設置協議について可決しない市町村（法第六十一条第七項に規定する合併協議会設置協議について可決しない市町村をいう。以下同じ。）の長は、同条第十項又は第十五項の規定による通知を行う場合においては、当該通知に係る合併協議会設置協議の内容を選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた選挙管理委員会は、合併協議会設置協議の内容（法第六十一条第十五項の規定による通知を受けた場合にあっては、合併協議会設置協議の内容及び前条において準用する第三十一条第一項の投票実施請求書に記載された請求の内容）を告示し、かつ、投票所の入口その他公衆の見やすい場所を選び、これを掲示しなければならない。

(準用)

第五十四条 第三十一条の規定は、法第六十一条第十七項の規定による投票の期日について準用する。この場合において、第三十一条第一項中、「合併協議会設置協議否決市町村」とあるのは、「合併協議会設置協議について可決しない市町村」と、「同条第十三項又は第十九項」とあるのは、「法第六十一条第九項又は第十五項」と、同条第二項及び第三項中、「合併協議会設置協議否決市町村」とあるのは、「合併協議会設置協議について可決しない市町村」と読み替えるものとする。

2 第十八条から第二十三条までの規定は、法第六十一条第十七項の規

(削除)

(削除)

定による投票について準用する。この場合において、これらの規定中「第五条第三十二項」とあるのは「第六十一条第二十七項」と、第二十条中「第四条第十四項の規定による同条第二項」とあるのは「第六十一条第十七項の規定による同条第三項」と、「第四条第十五項前段」とあるのは「第六十一条第十八項前段」と、第二十二条中「第四条第十四項の規定による同条第二項」とあるのは「第六十一条第十七項の規定による同条第三項」と読み替えるものとする。

(削除)

(合併協議会設置の勧告に係る合併協議会設置協議に関する請求があった旨の通知)

第五十五条 法第六十一条第四項に規定する勧告をした都道府県知事は、すべての合併協議会設置協議について可決しない市町村の長から同条第七項後段の規定による報告を受けたとき、又は同項後段の規定による報告をしなかったすべての合併協議会設置協議について可決しない市町村の長から同条第十三項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その旨を当該勧告をした都道府県知事の統括する都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

(削除)

(合併協議会に係るあつせん又は調停)

第五十六条 都道府県知事は、法第六十三条第一項の規定により当事者の申請があつた場合において、あつせん又は調停を行わせることが適当でないと認めるときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、法第六十三条第一項の規定により市町村合併調整委員にあつせん又は調停を行わせることとしたときは、直ちに、その旨及び市町村合併調整委員の氏名を告示するとともに、当事者にこれ

#### 第四章 補則

(特別区に関する特例)

#### 第五十一条 (略)

(指定都市に対する適用関係)

第五十二条 指定都市における請求について法第五条第三十項の規定により地方自治法第七十四条の二及び第七十四条の三の規定を準用する場合には、これらの規定(同法第七十四条の二第十項を除く。)(中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「区選挙管理委員会」と、同法第七十四条の二第十項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「市の選挙管理委員会を経て区選挙管理委員会」と、「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「区選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

2 指定都市における請求及び投票についてこの政令の規定を適用する場合には、第一条第二項、第四条から第八条までの規定(これらの規定を第十四条(第二十九条において準用する場合を含む。))及び第二十八条において準用する場合を含む。)、第十三条(第二十九条において準用する場合を含む。))において準用する第十条、第二十一条第一項(同条第二項(第三十二条において準用する場合を含む。))及び第三十二条において準用する場合を含む。))及び第二十七条第二項の規定中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「区選挙管理委員会」と、第十

を通知しなければならない。

3 都道府県知事は、市町村合併調整委員に対し、あつせん又は調停の経過について報告を求めることができる。

#### 第五章 補則

(特別区に関する特例)

#### 第五十七条 (略)

(指定都市に対する適用関係)

第五十八条 指定都市における請求について法第五条第三十項又は第六十一条第二十五項の規定により地方自治法第七十四条の二及び第七十四条の三の規定を準用する場合には、これらの規定(同法第七十四条の二第十項を除く。)(中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「区選挙管理委員会」と、同法第七十四条の二第十項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「市の選挙管理委員会を経て区選挙管理委員会」と、「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「区選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

2 指定都市における請求及び投票についてこの政令の規定を適用する場合には、第一条第二項、第四条から第八条までの規定(これらの規定を第十四条(第二十九条及び第五十二条において準用する場合を含む。))及び第二十八条において準用する場合を含む。)、第十三条(第二十九条及び第五十二条において準用する場合を含む。))、第十四条(第二十九条及び第五十二条において準用する場合を含む。))において準用する第十条、第二十一条第一項(同条第二項(第三十二条及び第五十四条第二項において準用する場合を含む。))、第三十二条及び第五十四条第二項において準用する場合を含む。))及び第二十七条

五条（第二十九条において準用する場合を含む。）中「選挙管理委員会」とあるのは、「区選挙管理委員会」とする。

（公表の方法）

第五十三條 法第四条第四項、第八項から第十項まで、第十二項及び第十五項並びに第五条第五項、第八項、第十項、第十一項、第十三項、第十六項、第十九項、第二十項、第二十二項及び第二十五項の規定による公表は、告示及び公衆に見やすいその他の方法により行うものとする。

（合併協議会設置請求書等の様式）

第五十四條 （略）

第二項の規定中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは、「区選挙管理委員会」と、第十五条（第二十九条及び第五十二条において準用する場合を含む。）中「選挙管理委員会」とあるのは、「区選挙管理委員会」とする。

（公表の方法）

第五十九條 法第四条第四項、第八項から第十項まで、第十二項及び第十五項、第五条第五項、第八項、第十項、第十一項、第十三項、第十六項、第十九項、第二十項、第二十二項及び第二十五項、第五十八條第三項並びに第六十一条第二項、第四項、第六項、第七項、第九項、第十二項、第十五項、第十六項、第十八項及び第二十一項の規定による公表は、告示及び公衆に見やすいその他の方法により行うものとする。

（合併協議会設置請求書等の様式）

第六十條 （略）

改 正 後	改 正 前
<p>第九十二条（略）</p> <p>）（略）</p> <p>地方自治法第七十四条第六項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日までの間とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 市町村の議会の議員の増員選挙 地方自治法第九十一条第五項の規定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第八条第二項の規定の適用がある場合には、同法第二条第一項に規定する市町村の合併の日）</p> <p>八（略）</p>	<p>第九十二条（略）</p> <p>）（略）</p> <p>地方自治法第七十四条第六項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日までの間とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 市町村の議会の議員の増員選挙 地方自治法第九十一条第五項の規定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日（市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第八条第二項の規定の適用がある場合には、同法第二条第一項に規定する市町村の合併の日）</p> <p>八（略）</p>

改正後	改正前
<p>（人の生命又は身体を害する罪等） 第十二条（略）</p> <p>2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三十六（略）</p> <p>三十七 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第六十条第一項又は第二項に規定する罪</p> <p>三十八 四十二（略）</p>	<p>（人の生命又は身体を害する罪等） 第十二条（略）</p> <p>2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三十六（略）</p> <p>三十七 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第六十七条第一項又は第二項に規定する罪</p> <p>三十八 四十二（略）</p>

改正後	改正前
<p>（教職員定数の算定に関する特例）</p> <p>第五条 法第十五条第一号の政令で定める教育上特別の配慮を必要とする事情は、次の各号のいずれかに該当することとし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、法第七条第一項の規定により統合前の各学校について算定した教職員の数の合計数と同項の規定により統合後の学校について算定した教職員の数の合計数との差を考慮して文部科学大臣が定める数を同条の規定により算定した数に加えるものとする。</p> <p>一 平成十七年三月三十一日までに行われた地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項又は第三項の規定による申請に係る市町村の合併（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第二条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法（以下この号において「旧合併特例法」という。）第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。）が平成十八年三月三十一日までに行われ、かつ、旧合併特例法第五条第一項の規定に基づき作成された市町村建設計画に基づく統合のため教育上特別の配慮を必要とする認められる小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程であつてその統合の日から五年を経過しないものが存すること。</p> <p>二 平成十七年四月一日以降に行われた地方自治法第七条第一項又は第三項の規定による申請に係る市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。）が平成三十二年三月三十一日までに行われ、かつ</p>	<p>（教職員定数の算定に関する特例）</p> <p>第五条 法第十五条第一号の政令で定める教育上特別の配慮を必要とする事情は、次の各号のいずれかに該当することとし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、法第七条第一項の規定により統合前の各学校について算定した教職員の数の合計数と同項の規定により統合後の学校について算定した教職員の数の合計数との差を考慮して文部科学大臣が定める数を同条の規定により算定した数に加えるものとする。</p> <p>一 平成十七年三月三十一日までに行われた地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項又は第三項の規定による申請に係る市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第二条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法（以下この号において「旧合併特例法」という。）第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。）が平成十八年三月三十一日までに行われ、かつ、旧合併特例法第五条第一項の規定に基づき作成された市町村建設計画に基づく統合のため教育上特別の配慮を必要とする認められる小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程であつてその統合の日から五年を経過しないものが存すること。</p> <p>二 平成十七年四月一日以降に行われた地方自治法第七条第一項又は第三項の規定による申請に係る市町村の合併（市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。）が平成三十二年三月三十一日までに行われ、か</p>

、市町村の合併の特例に関する法律第六条第一項の規定に基づき作成された合併市町村基本計画に基づく統合のため教育上特別の配慮を必要とする認められる小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程であつてその統合の日から五年を経過しないものが存すること。

2  
5  
(略)

つ、市町村の合併の特例等に関する法律第六条第一項の規定に基づき作成された合併市町村基本計画に基づく統合のため教育上特別の配慮を必要とする認められる小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程であつてその統合の日から五年を経過しないものが存すること。

2  
5  
(略)

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>（特別会計を設けて行う事業とみなされる合併特例区の事業の範囲）</p> <p>第二十三条 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二十六条第一項（合併特例区）の合併特例区が一般会計に係る業務として行う第七十二条第二項第三号の事業に係る法第六十条の規定の適用については、当該事業は、同条第一項本文の特別会計を設けて行う事業とみなす。</p>	<p>附 則</p> <p>（特別会計を設けて行う事業とみなされる合併特例区の事業の範囲）</p> <p>第二十三条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二十六条第一項（合併特例区）の合併特例区が一般会計に係る業務として行う第七十二条第二項第三号の事業に係る法第六十条の規定の適用については、当該事業は、同条第一項本文の特別会計を設けて行う事業とみなす。</p>